哥

◆給与の状況

区分

令和

元年度

○人件費の状況 (普通会計決算)

歳出額

○職員の初任給の状況 (平成31年4月1日現在)

	(四捨五入)	
人件費率	(参考)	
B/A	30 年度の 人件費率	
% 17.7	% 16.9	

人件費

В

万円

実質収支

34,798 100 億 1,879 3 億 3,729 17 億 6,896

万円

_	(1774	() .— ())		
	区分		初任給	2年後の給料
0	一般行政職	大学卒	180,700	192,400
6 9		高校卒	148,600	157,000

○職員手当の状況

住民基本台帳

(令和2年1月1日現在

人口

期末手当	区分	期末手当	勤勉手当
期末チョー動物手当	6月期	1.300 月分	0.925 月分
(令和元年度	12 月期	1.300 月分	0.975 月分
実績)	計	2.6 月分	1.9 月分
	区分	自己都合	勧奨・定年
	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
退職手当	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
(平成 31 年 4月1日現在	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
支給割合)	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
	1 人当たりの 平均支給額	783 千円	21,238 千円

○職員の平均年齢、平均給料月額 乃が平均給与日類の出決

	及0平均和3月银仍从流				(平成 3	1 年 4 月 1 日現在)
	区	公 分 平均給料月額		平均給	与月額	平均年齢
ĺ						

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	300,924円	368,769円	40.8 歳
技能労務職	247,886円	264,838円	45.2 歳

○職員の経験年数別平均給料月額の状況

(平成31年4月1日現在)

		, , , , , ,	
区分	経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年
一般行政職 (大学卒)	_	_	363,950円

◆福祉及び利益の保護の状況

○安全衛生管理

(単位:人)

区分	受診者数
職員健康診断(臨時職員含む	364
人間ドック	140

○公平委員会の報告事項

OZIZAZONI	(単位・計)
区分	件数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0

○職員互助会

名称	会員数			
扶桑町職員互助会	239人			
補助金額 会員一人あたりの補助額				
1,528,000円	6,393円			
主な事業内容				
人間ドック・インフルエンザ助成、クラブ助成、スポーツ				
レクリエーション実施、及び優	優弔に係る給付など			

○時間外勤務手当の状況

(単位:千円)

(単位:円)

	区分	平成 30 年度	令和元年度
時間外	支給総額	43,644	47,591
勤務手当	職員1人当たりの 平均支給年額	230	237

○特別職の報酬等の状況

	(短時間勤務職員含む)
--	-------------

	区	分		給料月額等	期末	:手当
	町		長	880,000円		
給料	副	町	人	703,000円		
	教	育	長	644,000円		丰度実績
	議		長	387,000円		割合
	副	議	長	306,000円	6月期	1.675月
報酬	議委	会運	営長	287,000円	12月期 計	1.725月 3.400月
	常(任委員	長	287,000円		
	議		員	281,000円		

◆研修及び人事評価

○研修の状況

(単位・人)

	(半位・八)		
研 修 名	受講者数		
市町村国際文化研修所研修			
全国建設研修センター研修	1		
人事行政研究所研修	1		
尾張五市二町 一般職員前期研修始め 5 研修 研修協議会	33		
(公財) 愛知県 部長研修始め3研修の階層別研修 市町村振興協会 地方自治法研修始め26研修の専門 研修センター 研修	55		
함	92		

○人事評価

目的	組織の方針や目標を共有し、個人の役割と責任を認識したうえで、その目標達成の課程で発揮される能力、取り組む姿勢(態度)、その成果(業績)をトータルに評価することで、組織の活性化と目標に取り組む課程での職員の能力開発と育成を図る。
制度の概要	評価者は第1次と第2次の2名とし、各職員に与えられた13の評価項目についてAからEの5段階で評価する。調整者が評価者の評価を調整した後、評語を確定する。
基 準 日	令和2年2月1日
評価期間	平成31年4月1日から令和2年3月31日
実施者数	232人

人事行政の運営等の状況の公表

総務課 内線 212

扶桑町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年扶桑町条例第10号) 第5条の規定に基づき、令和元年度における町職員の状況について公表します。

◆任免及び職員数に関する状況

(単位:人)

区分		職員数 (平成31年4月1日現在)	退職	採用	職員数(令和2年4月1日現在)
行 政	職	147	12	13	148
保育	職	67	2	4	69
保 健	職	7		1	8
技能労務	職	15	1		14
計		236	15	18	239

○部門別職員数の状況

(4月1日現在)

(単位:人)

区	分		職員数			対前年増減数		
部	門]	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 29 年 平成 30 年		平成 31 年
	議	会	3	3	3			
	総	務	41	43	43	△1	2	
	税	務	14	14	13			△ 1
一般	農	政	4	4	4			
一加支	商	I	1	1	1			
	±	木	15	14	14		△1	
	民	生	91	94	93	5	3	△ 1
	衛	生	19	20	17	1	1	△3
特別	教	育	31	30	31		△1	1
普通	会計	計	219	223	219	5	4	△ 4
公 営 企業等	下才	k道	5	6	6		1	
	2 0	の他	11	11	11	3		
特別	会計	計	16	17	17	3	1	
合		計	235	240	236	8	5	△ 4

◆服務の状況

○党利企業等への従事許可の状況

	(単位・仕)
区分	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社 その他の団体の役員等の地位を兼ねるもの	0
自ら営利を目的とする私企業を営むもの	0
報酬を得て事業もしくは事務に従事するもの	3
計	3

◆勤務時間その他の勤務条件の状況

○勤務時間の状況

勤務時間	休憩時間
8:30 ~ 17:15	12:00 ~ 13:00

○育児休業及び介護休暇の取得状況

(令和元年度中に新たに取得した職員数) (単位:人)

区分	期間	取得人数			
		男	女	計	
育児休業	子が3歳に達するまで		7	7	
介護休暇	6月以内	1		1	

○休暇の種類(主たるもの)

区分	付与日数
年次有給休暇	20 🖯
病気休暇	必要最小限度の期間
骨髄提供のための休暇	必要と認める期間
ボランティア	5 日以内
結婚	連続する7日以内
出産	産前 8 週間·産後 8 週間
育児時間(生後1年未満の子)	1日2回(1回30分以内)
子の看護(小学校就学前の子)	5 日以内
忌引(職員の親族の死亡)	配偶者 10 日、父母 7 日ほか
夏季休暇	5 ⊟
	I

◆分限及び懲戒処分の状況

○分限処分

(単位:人)

011111111111111111111111111111111111111			(+	11 · / ()
区分	休職	免職	降任	計
勤務実績がよくない場合				0
心身の故障	1			1
職に必要な適格性を欠く場合				0
刑事事件に関し起訴された場合				0
その他				0
計	1	0	0	1

○懲戒処分

(単位:人)

0.0.,,,,,,,				(+	ш· /
区分	免職	停職	減給	戒告	計
給与・任用に関する不正					0
一般服務違反(職務命令違反等)					0
一般非行関係(傷害、暴行等)					0
収賄等関係(収賄、横領等)					0
道路交通法違反関係					0
監督責任					0
計	0	0	0	0	0

扶桑町役場 ☎ (93) 1111

-11-

-10-

(出任・44)

広報ふそう 2021年1月号